

各組員間の起居各種、協調の爲を備  
本組員は尤、事業を行ふに當りの人

(一)

組員は地住、向上、思想、改善の圖  
聞、報、教、類の運行の精神的修養ヲサレル

(二)

組員は労働時間、割限、給料、生活標準  
船内設備、契約履行、監視其他利害害  
係、運送、保護ヲ行、事

(三)

本組員は就業部、該職業、宿舎、寄宿、病  
院購買等其他就業、不附帶事務等の  
行、事

(四)

本組員は法人、組合員、共同就業会等の  
就業部トス

第六條

## 第四章 (組合員)

(一)

本組員は身体強健にて、船員手帖ヲ附  
有元者。限ル。

(二)

本組員は加盟セント歟スル者ハ加盟金ナシテ金丹  
ヲ博大ナル事。

(三)

(加盟金ハ本組員、基本積立金之繰入ルコト)

(四)

組員は本規約、一切遵守し會議、決  
議、服従不可キニシム。

(五)

組員は本規約、本務を怠リ重罪又  
は刑事問題、犯罪者トナリ其他一切不法行